

本人確認手続きについて

本人確認書類としてご利用いただけるのは下記の書類です。いずれか 1 点をご用意ください。

ご契約者様の氏名・住所・生年月日の記載があり、ケーブルスマホにご登録の情報と一致している書類が必要です。住所等の記載が裏面にある場合、裏面の画像も必要です。

※マイナンバー制度により送付される「通知カード」は本人確認書類としてはご利用いただけません。またマイナンバー法（番号法）に基づき、個人番号（マイナンバー）の記載された住民票は補助書類としてご利用いただけません。住民票を補助書類として利用される場合は、個人番号（マイナンバー）が記載されないよう申請時にご留意ください。

【本人確認書類】

 <p>運転免許証</p> <ul style="list-style-type: none">有効期限内のもの各都道府県公安委員会発行のもの国際免許証は除く	 <p>個人番号カード</p> <ul style="list-style-type: none">有効期限内のもの表面のみ（個人番号（マイナンバー）の記載された状態でアップロードされた場合は、データを廃棄の上、再度データの上げ直しを依頼します） <p>本人確認補助書類が必要</p>
 <p>日本国パスポート</p> <ul style="list-style-type: none">有効期限内のもの住所の記載があるもの	 <p>被保険者証（国民健康保険/健康保険）</p> <ul style="list-style-type: none">有効期限内のもの被扶養者の方はご自身の氏名が記載されている面の画像も必要 <p>本人確認補助書類が必要</p>
 <p>特別永住者証明書</p> <ul style="list-style-type: none">有効期限内のもの	 <p>在留カードまたは外国人登録証明書</p> <ul style="list-style-type: none">有効期限内のもの

 <p>住民基本台帳カード</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効期限内のもの 顔写真付きカードのみ有効 	 <p>運転経歴証明書</p> <p>本人確認補助書類が必要</p>
 <p>身体障がい者手帳</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効期限内のもの 住所の記載があるもの（記載が無い場合は「本人確認補助書類」も必要） <p>本人確認補助書類が必要</p>	 <p>精神障がい者保健福祉手帳</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効期限内のもの <p>本人確認補助書類が必要</p>
 <p>療育手帳</p> <p>本人確認補助書類が必要</p>	

本人確認書類と現住所が異なる場合

転居などにより本人確認書類と現住所が異なる場合は、上記本人確認書類のどれか 1 つと、下記のいずれかの補助書類 1 つをご用意ください。補助書類のみでは本人確認はできません。

本人確認補助書類

- 住民票（発行から 3 ヶ月以内のもの）
 - ※住民票を取得する際は、個人番号（マイナンバー）を記載しないでください
 - ※個人番号（マイナンバー）の記載された状態で申請された場合は、廃棄の上、再度申請を依頼します
- 公共料金領収書（発行から 3 ヶ月以内で住所の記載があるもの）
 - ※電気・都市ガス・水道のみ（プロパンガス領収書などは対象外）